



全国で障害児学校に通う生徒が増えているにもかかわらず、増加に見合う学校建設が行われていません。10年間で約31,000人以上増えているにもかかわらず、学校数がわずかしか増えていないため、各学校では人権侵害ともいえる劣悪な教育環境を強いられています。この原因は、障害児学校だけに設置基準がないことです。

## 設置基準とは？

学校教育法第3条で、学校を設置する者は「設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められ、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校まで、すべての学校に設置基準が策定されています。

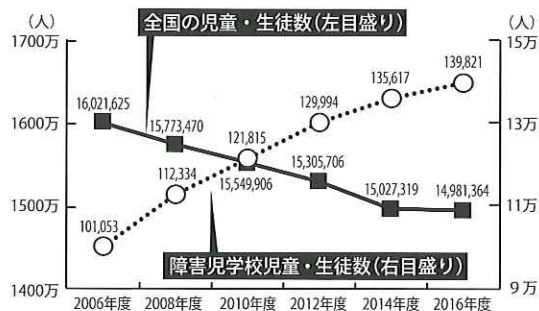
設置基準では、学級の編成から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に備えるべき施設も明記されています。

その設置基準が障害児学校だけにないため、学校規模の2倍、3倍の子どもたちがつめこまれています。



国は障害児学校にも「設置基準」をつくって下さい

# 障害児学校が まったく足りません 新設・増設を！



障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会



# 障害児学校の設置基準策定を求める請願署名

## 【請願趣旨】

### 障害児学校の教室が足りません

全国的に障害児学校の児童・生徒数の増加がすすみ、障害児学校はこの10年間に31,648人の増加となっています。障害児学校の在籍者が10年前の1.4倍になっているにもかかわらず、学校建設はほとんどすすまず、そのため全国で不足している教室が、普通教室だけで3430にのぼることを文科省調査(2016年度)も認めています。

また同じく文部科学省の「公立学校施設実態調査報告」(2016年度)では、教育活動に必要とされる面積に対し実際の障害児学校の保有面積が3分の2程度である実態が明らかにされ、ほぼ100%充足している小中学校などとの違いが歴然としています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切った教室は狭く、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。体育館を複数の学年・学級で使うので、「できるだけ体を動かさない体育」を行ったり、年間通して玄関ホールで体育を行う学校もあります。特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況さえ生まれています。

児童・生徒数の急増に教育条件の整備が全く追いつかない現在の状況は、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしており、もはや人権侵害といえます。

### 障害児学校だけ 設置基準がありません

設置基準(学校を設置するのに必要な最低の基準)が障害児学校だけになっています。

上記の実態を踏まえ、ただちに下記の事項について実現してください。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある



## 【請願事項】

- 学校教育法に則って、以下の項目を含む障害児学校の設置基準を早急に策定してください。
  - ①おおむね18学級以下で児童生徒数が150人以下の適正規模の学校とすること
  - ②学部別に音楽室や調理室などの特別教室を備えること
  - ③障害種別に必要な訓練室や作業室などの特別教室を備えること
  - ④通学時間が1時間以内となるような基準にすること
- 2 既存の障害児学校の環境についてあらたに策定する設置基準に則って見直し、学校の新設・増設を行うよう、各都道府県への補助を充実してください。

氏名	住所

障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

〒102-0084 千代田区二番町12-1 TEL 03-5211-0123

(この署名は目的以外には使用しません)